

平成24年4月24日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
14番 末藤正幸
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 牟田勝浩
23番 黒岩幸生
25番 平野邦夫

副議長 山崎鉄好
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里己
15番 小池一哉
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久
26番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	角			眞
く	ら	し	山	田	義	利
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
教	育	部	古	賀	雅	章
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久

議 事 日 程 第 1 号

4月24日（火）10時開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議長辞職の件
- 日程第4 議長の選挙
- 日程第5 議席の一部変更
- 日程第6 副議長辞職の件
- 日程第7 副議長の選挙
- 日程第8 市長の提案事項に関する説明
- 日程第9 第42号議案 専決処分の承認について（平成23年度武雄市一般会計補正予算（第10回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第10 第43号議案 専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第11 第44号議案 専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第12 第45号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第1回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第13 第46号議案 教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第14 報告第1号 専決処分の報告について（質疑）

開 会 10時

○議長（牟田勝浩君）

皆さんおはようございます。ただいまより平成24年4月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第42号議案から第46号議案までの5議案及び報告第1号を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問しておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。山崎議会運営委員長

○議会運営委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成24年4月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開き協議いたしました結果について、御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1. 会期及び会期日程について、第2. 付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第3. 武雄市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について、第4. 特別委員会の設置及び委員の選任について、以上4項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、専決処分の承認3件、補正予算議案1件、人事案件1件及び報告1件の計6件の議案並びに武雄市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任、それに特別委員会の設置及び委員の選任でございます。

議案の審議順序につきましては議案番号順に行い、いずれの議案も所管の委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨意見の一致を見ました。

次に、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任でございますが、4月25日に任期満了になる委員の改選を行うものでございます。

また、特別委員会委員の設置及び選任につきましても、同様に設置及び委員の選任を行うものでございます。

以上のことから考えまして、会期は本日24日とあす25日の2日間が適当である旨決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

なお、私、議会運営委員長として2年間の任務を務めさせていただきました。本当にありがとうございました。これも上田副委員長を初め議員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げます。

それでは、報告を終わります。

○議長（牟田勝浩君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいま議会運営委員長の答申のとおり本日から25日までの2日間と決定したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日からから25日までの2日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第81条の規定により、16番小柳議員、20番川原議員、23番黒岩議員の以上3名を指名いたします。

この際、お諮りいたします。先ほど議会運営委員会でも申し上げましたように、副議長に議長の辞職願を提出いたしました。

理由といたしましては、1つは、私の任期中に2回の懲罰委員会があったこと、これは、いろんな各地でも前例が少ない大変なことでございます。さらに、その議決が守られなかった。

ちょっと長くなって申しわけないんですけども、私自身、いろんな議案に過去反対し、反対討論もやってまいりました。そして、この議決によって、例えば、公共料金、固定資産税、水道料金いろんな料金が決まります。市民は不服に思いながらもこの議決を守られている。（「そうです」と呼ぶ者あり）私自身、先ほど申しましたように反対はしてきましたけれども、この議決の重みというのは重々承知しております。

先ほど言いました2回の懲罰委員会、こういう不祥事があったこと、そして、先ほど言いました議決の重み、以上の2点をかんがみましても、私自身、責任をとらなければならないと思っております。私が職を辞すことによって、またこの議会がさらに発展しスムーズに行くことを願い、職を辞すことと決めました。以上を大きな理由として、副議長に対し辞職願を出したところでございます。

これを本日の日程に追加し、ただちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

副議長と交代のため、暫時休憩いたします。ありがとうございました。

〔小池副議長と交代〕〔執行部退席〕

休 憩 10時5分

再 開 10時8分

○副議長（小池一哉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議長辞職の件

日程第3. 議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により牟田議長の退席を求めます。

〔牟田議長退場〕

お諮りいたします。牟田議長の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、牟田議長の議長辞職の件は許可することに決定いたしま

した。

牟田議員の入場を許可いたします。

〔牟田議員入場〕

議事の都合上、暫時休憩いたします。

休	憩	10時9分
再	開	10時11分

○副議長（小池一哉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

日程第4 議長の選挙

日程第4. 議長の選挙を行います。

議事の都合上、暫時休憩します。

休	憩	10時11分
再	開	10時32分

○副議長（小池一哉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は26名であります。

投票用紙を配付いたします。お願いします。

〔投票用紙配付〕

この際、申し添えておきますが、投票中、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

それでは、これより開票を行います。

武雄市議会会議規則第31条第2項の規定に基づき、立会人の指名を行います。

1番朝長議員、4番山口裕子議員、24番谷口議員を指名いたします。よって、3名の立ち会いをお願いします。

それでは、ただいまより開票を行います。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 22票

無効投票 4票

有効投票中、

杉原 豊喜君 19票

平野 邦夫君 2票

牟田 勝浩君 1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、杉原君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました杉原君が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

杉原君の議長就任承諾の旨のごあいさつをお願いいたします。登壇をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）〔登壇〕

このたびは議員各位の御推薦で当選させていただき、本当にありがとうございました。立候補のあいさつの中で申しましたように、議員各位が本当議員活動をしやすいような条件整備と、そして、権威ある武雄市議会づくりに今後とも皆様の御協力をいただきながら努めて

まいりたいと思います。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（小池一哉君）

それでは、新議長と交代のため暫時休憩をいたしたいと思います。

〔杉原議長と交代〕

休	憩	10時46分
再	開	10時47分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議席の一部変更

日程第5. 議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。18番牟田議員と21番不肖杉原で議席を変更し、18番不肖杉原、21番牟田議員に変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、18番不肖杉原、21番牟田議員に議席を変更することに決定いたしました。

ここで議事の都合上、暫時休憩をいたします。

休	憩	10時47分
再	開	11時10分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

小池副議長から副議長の辞職願が出されました。

小池副議長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。小池副議長

○副議長（小池一哉君）〔登壇〕

牟田議長の辞表は受理をされましたので、私も2年間精いっぱい議長を支えたつもりでしたが、議長に準じたいと思っております。よろしく願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、ただちに議題にすることに決定いたしました。

日程第6 副議長辞職の件

日程第6. 副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小池副議長の退席を求めます。

〔小池副議長退場〕

お諮りいたします。小池副議長の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、小池副議長の副議長辞職の件は許可することに決定いたしました。

小池議員の入場を許可いたします。

〔小池議員入場〕

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時13分
再	開	11時13分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

日程第7 副議長の選挙

日程第7. 副議長の選挙を行います。

議事の都合上、暫時休憩します。

休	憩	11時14分
再	開	11時16分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は26名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

この際、申し添えておきますが、投票中、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、これより開票を行います。

武雄市議会会議規則第31条第2項の規定に基づき、立会人の指名を行います。

2番山口等議員、5番山口良広議員、25番平野議員を指名いたします。よって、3名の立ち会いをお願いいたします。

それでは、ただいまより開票を行います。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 21票

無効投票 5票

有効投票中、

山崎 鉄好君 18票

江原 一雄君 3票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、山崎君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました山崎鉄好君が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

山崎鉄好君、副議長就任承諾の旨のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（山崎鉄好君）〔登壇〕

副議長選に当選させていただきまして、まことにありがとうございます。今後、議長を支え、武雄市のために全力で頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも議員各位の皆様方の御指導と御協力をよろしくお願ひします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（杉原豊喜君）

執行部の入場のため、暫時休憩をいたします。

〔執行部入場〕

休 憩 11時26分

再 開 11時27分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第8 市長の提案事項に関する説明

日程第8. 市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平成24年4月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案等について、その概要を御説明申し上げます。

補正予算議案につきましては、一般会計補正予算1件を提案いたしております。

平成18年3月に免職となった元市職員の訴えが棄却された訴訟について、去る3月30日、原告が福岡高等裁判所に控訴しており、今回、応訴するための費用をお願いするものであります。

人事案件につきましては、4月28日に任期が満了される教育委員にかわって、新たな教育委員の任命について議会の御同意をお願いするものであります。

その他、さきの議会以降、緊急に決定を要した「武雄市税条例の一部を改正する条例」等について3月30日及び31日付で専決処分を行いましたので、これらについて承認を求める議案などをお願いいたしております。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第9 第42号議案

○議長（杉原豊喜君）

日程第9. 第42号議案 専決処分の承認について（平成23年度武雄市一般会計補正予算（第10回））を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第42号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

平成23年度武雄市一般会計補正予算（第10回）を専決処分いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。

専決処分いたしました補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の専決では、第1条のとおり繰越明許費にかかわる補正をお願いいたしております。2ページをごらんください。

第1表 繰越明許費補正では、地図訂正・地籍更正業務委託及び訴訟代理人委託について、年度内に事業完了が見込めなかったため、繰越明許費の追加を専決いたしました。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第42号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第42号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第42号議案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10 第43号議案

日程第10. 第43号議案 専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第43号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金等の一部を改正する法律が第180回通常総会において可決成立、3月31日をもって法律第17号として公布、4月1日に施行されました。

この税制改正に伴い、市税条例の改正が必要なものについて、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日専決処分をさせていただきましたので、これを報告し御承認をお願いするものでございます。

それでは、改正の主な概要について議案参考資料新旧対照条文で説明させていただきます。新旧対照条文の3ページをごらんください。

附則第12条につきましては、固定資産税の宅地等に係る負担調整措置を平成26年度まで延長する特例でございます。

ただし、住宅用地については、議案集8ページの附則第3条で、負担水準を引き上げた上で平成25年度までの経過措置とし、26年度で廃止するものでございます。

議案集6ページの附則第22条の2につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例で、被災にかかわる特例支援措置の改正に伴う地方税法の改正によるものでございます。

以上で第43号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第43号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第43号議案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第11 第44号議案

日程第11. 第44号議案 専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

第44号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
補足説明を申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税条例の改正が必要なものについて、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日専決処分をさせていただきましたので、これを報告し承認をお願いするものです。

それでは、議案集9ページから11ページでございますけれども、東日本大震災にかかわる被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。震災に係る特例支援措置を追加するものでございます。

簡単ですが、以上で第44号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第44号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第44号議案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第12 第45号議案

日程第12. 第45号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第45号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

今回の補正では、第1条のとおり歳出予算にかかわる補正をお願いいたしております。

予算説明書(2)ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費で委託料の追加をお願いいたしております。

これは先ほどの市長の提案事項説明のとおり、平成18年3月に免職となった元市職員が平成20年に佐賀地方裁判所に提訴した懲戒免職処分無効確認等請求事件及び懲戒免職処分取り消し等請求条件について、本年3月30日の佐賀地方裁判所で判決が出ました。

判決では、原告は給食費の納入管理をしていた佐賀銀行通帳預金からの支払金と給食費未入金少なくとも合計470万7,822円を横領したものであり、その対応や金額等に照らし、これを処分理由として当該職員を懲戒免職処分とした武雄市教育委員会の判断は相当なものであると言え、横領の事実が存在しないことを前提とする原告の主張は理由がないとして原告の請求を棄却する旨の判決が下されております。

これに対し、原告が即日控訴したため、応訴するための費用として訴訟代理人に要する費用、経費をお願いいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第45号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第45号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13 第46号議案

日程第13. 第46号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第46号議案 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員の榎崎智子氏の任期が本年4月28日をもって満了いたします。つきまして

は、その後任といたしまして、先月教育委員会委員として武雄市教育行政全般にわたって情熱と識見を持って取り組んでいただける方を公募し、この公募の結果、市内外から9名の方に御応募いただきました。その選考結果であります前田明子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

なお、経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第46号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第46号議案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案、すなわち前田氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第14 報告第1号

日程第14. 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

報告第1号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書13から14ページでございます。

平成23年12月議会において市営和田住宅家賃の滞納に伴う明け渡し及び家賃支払い等の請求に関する第87号議案 訴えの提起についてを議決いただき、その後、3回の裁判により平成24年4月12日、相手方北川祥子と和解したものであります。

この和解は市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2項の規定に基づく専決処分であり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

和解の主な内容ですが、相手方は武雄市との和田住宅68号の賃貸借契約が平成23年11月11日、債務不履行による解除を認め、平成24年4月30日をもって明け渡す。明け渡し時に残置された猫、動産等の所有権を放棄する。また、未払い家賃と敷金を相殺した額72万4,400円の支払い義務を認め、毎月1万円を支払うことなどの内容となっております。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

報告第1号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

なお、明日は議会構成である常任委員会及び特別委員会の委員選任ですので、執行部は出席しないことを許可したいと思っております。どうもお疲れさまでした。

散 会 11時42分